

エビス (株)

末光 茂寛 殿

九州地方整備局長 森田 康夫



特定建設業の許可について (通知)

令和 7年 3月 21日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、福岡県知事 に係る許可については、建設業法第17条において準用する第9条第1項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	国土交通大臣 許可 (特 - 7) 第 29561 号
許可の有効期間	令和 7年 6月18日から 令和12年 6月17日まで
建設業の種類	

土木工事業
大工工事業
とび・土工工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業
解体工事業

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
しゅんせつ工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和12年 5月 18日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)